

## 雇用調整助成金情報

- **上限が日額 15,000 円に引き上げられました。**
- **特例措置期間が 9 月末日まで延長されました。**

1

- 従業員がおおむね 20 名以下の事業主については、雇用調整助成金の算定は休業補償の実支払額でおこなうことができます。
- これまでは上限日額が 8,330 円であったため、実際の助成金額は休業補償の実支払額の半分程度にしかありませんでした。

- ◎ 今回、**上限日額が 15,000 円**となったことで、**実支払額に近い金額まで助成される**ようになりました。
- ◎ 特例措置期間が 6 月末から **9 月末**に延長されました。

JSA にお申し込みいただいている企業様の申請手続きも、上限金額の引き上げを機にいよいよ本格的に始動いたします。

もし、雇用調整助成金の検討をなさっていらっしゃるのでしたら、まずはご一報ください。

JSA よりご説明にお伺いさせていただきます。

また、これを機に、就業規則の整備、ならびにより一層の企業体質の強化に向けた、助成金のご案内も併せてさせていただきます。

お気軽にご連絡をいただけますよう、お待ち申し上げます。

＜連絡先＞

特定非営利活動法人 日本司法サービス推進協議会(JSA)

[Tel:03-6272-3717](tel:03-6272-3717) Mail:[info@i-jsa.jp](mailto:info@i-jsa.jp)